

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方

【所得】

所得は収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。

ア：給与所得者は必要経費に代わるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。給与収入額から給与所得控除額及び所得金額調整控除額を引いた額が給与所得です。

イ：主たる給与以外の合算所得があれば、その合計額が表示されます。

ウ：総所得金額①は給与所得とその他の所得を合算したものを表示しています。

エ：該当する所得に＊印が入ります。

【課税標準】

各種の所得金額を合計し総所得金額を求め、これについて税額を計算し賦課決定する「総合課税」と、他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算する「分離課税」を表示しています。

オ：総合課税：総所得金額から所得控除額を差し引いた金額を表示しています。（①－②＝③＊千円未満の端数を切り捨てた金額）

カ：分離課税

山林所得	山林（立木）の伐採又は譲渡による所得
分離短期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で、5年以下保有）
分離長期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で、5年超保有）
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当	申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得
先物取引	その決済が差金等決済である先物取引による所得

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 給与所得（所得金額調整控除後） その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	総所得金額①	課税標準	山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	市民税 県民税 森林環境税額⑧ 特別徴収税額⑨ 控除不足額⑩ 既納付額⑫ 差引納付額（⑨－⑩、⑪） 変更前税額⑬ 増減額（⑨－⑬） 変更月
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 （摘要）	障・寡・ひ・勤 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②	控除外額〇〇円	控除外額〇〇円	シ
（摘要）	ク	ケ	コ	サ		

セ：納付額
毎月の給与から差し引かれる税額を記載しています。
特別徴収税額を12か月で月割り計算したものです。
注意：定額減税（※1）が適用される場合についても、定額減税後の税額を通常どおり12か月で月割り計算したものです。

ソ：市県民税に関するお問い合わせの際は、ご自分の通知書に記載された指定番号と宛名番号をお伝えください。

公印

キ：（摘要）欄1行目には個人住民税の定額減税（※1）について記載しています。個人住民税減税控除済額：減税額、控除外額：減税しきれない額

ク：（摘要）欄2行目以降には税額変更等の事由が表示されます。

コ：寄附金税額控除額（ふるさと納税等）の市民税、県民税それぞれの合計額が表示されます。

サ：住宅借入金等特別税額控除額の市民税、県民税のそれぞれの合計額が表示されます。

シ：人的控除等の内訳を記載しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合＊を表示	未成年者	未成年者の場合＊を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合＊を表示	特障	特別障がい者の場合＊を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障がい者の場合＊を表示
同老	同居老親扶養親族の人数を表示	寡婦	寡婦の場合＊を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	ひとり親	ひとり親の場合＊を表示
16歳未満	16歳未満の扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合＊を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示		
同障	同居特別障がい者の人数を表示	繰越損失	繰越損失がある場合＊を表示
特障	特別障がい者の人数を表示		
他障	普通障がい者の人数を表示		

人的控除等の控除額については通知書裏面に記載しています。

※1 令和7年度分の定額減税は、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者（納税義務者本人の合計所得が1,000万円超えで、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者。ただし、国内に住所を有する者に限る）について、1万円が所得割額から控除されます。ただし、納税義務者本人の合計所得1,805万円（給与収入2,000万円）以下に限りです。特別徴収事務の手引きP6をご覧ください。

※2 森林環境税については、特別徴収事務の手引きP6をご覧ください。

【所得控除】

所得控除は、納税義務者の実績に応じた税負担を求めるために右表の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。所得控除内容については通知書裏面に記載しています。市県民税と所得税では所得控除の額が異なるため、源泉徴収票や確定申告書とは一致しない場合があります。

雑損	雑損控除額を表示
医療費	医療費控除を表示
社会保険料	社会保険料控除額を表示
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額を表示
生命保険料	生命保険料控除額を表示
地震保険料	地震保険料控除額を表示
障・寡・ひ・勤	障がい者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除額を表示
配偶者	配偶者控除額を表示
配偶者特別	配偶者特別控除額を表示
扶養	扶養控除額を表示
基礎	基礎控除額を表示

ス：税額

税額控除前所得割額④	課税所得金額に税率を乗じて計算した額
税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金特別控除・寄附金税額控除（ふるさと納税等）・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・個人住民税減税控除等の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税3,000円・県民税1,300円
森林環境税額⑧※2	1,000円
特別徴収税額⑨	所得割額⑥＋均等割額⑦
控除不足額⑩	所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額
既充当・既委託納付額⑪	控除不足額⑩のうち特別徴収税額⑨に充当した額
既納付額⑫	既に納付された（納付すべき）額
差引納付額（⑨－⑫－⑩、⑪）	給与から差し引かれる税額（マイナスの場合0を表示）
変更前税額⑬	税額変更等があった場合の変更前税額
増減額（⑨－⑬）	税額変更等があった場合の増減した税額
変更月	税額変更があった場合の変更月